

資料 4-1

2018年12月19日

食品衛生分科会

その他の報告事項
に関する資料

国際汎用添加物の取組について

国際汎用添加物の対応について

- 厚生労働省では、平成 14 年 7 月 26 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において了承された方針に基づき、(1) FAO／WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、(2) 米国及び EU 諸国等で使用が広く認められていて、国際的に必要性が高いと考えられる添加物（国際汎用添加物）について、企業等の要請がなくとも国が主体的に指定に向けた検討を行ってきた。
- これまで、国際汎用添加物に該当する添加物（香料を除く）45 品目中 41 品目、添加物（香料）全 54 品目が指定済である。
- 未指定の添加物 4 品目（表）のうち、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸アルミニウムカルシウム及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムについては、アルミニウム摂取量の低減が国際的に進められている状況を踏まえ対日輸出国向けに行った調査の結果、必要性が認められなくなったと考えられることから国際汎用添加物に該当しないものとし、厚生労働省による指定に向けた取組を中断する。

表 未指定の国際汎用添加物

名称	用途
アルミノケイ酸ナトリウム	固結防止剤
カルミン	着色料
ケイ酸アルミニウムカルシウム	固結防止剤
酸性リン酸アルミニウムナトリウム	膨脹剤、形状安定等

- 今後、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸アルミニウムカルシウム及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムについては、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼を取り下げる。
- カルミンについては、指定に向けた検討を継続する。